

東上総教育事務所だより



東上総教育事務所シンボルマーク



〒297-0024 茂原市八千代 2-10
千葉県教育庁東上総教育事務所
TEL 0475-23-8125 FAX 0475-25-3143
E-mail hkzs04@mz.pref.chiba.lg.jp
第1号（令和2年5月21日発行）

東上総教育事務所長 あいさつ

いつもとは違うスタートとなった令和2年度。国の緊急事態宣言が5月末まで延長され、管内の教育委員会をはじめ各学校の教職員の皆さんは、「先の見えない不安」に大変な毎日をお過ごしのことと思います。長期化する緊急事態宣言による子どもたちの変化は？ 学校が再開した後の教育課程と学力保障は？ 入試や部活動は？ 数え上げればきりがありません。

そうした中、今年度は全体での校長会議を中止とし、各教育委員会教育長様方の御理解のもと、管内115校を14のグループにわけ、臨時校長会議を開催させて頂きました。時間を1時間に区切り、前半は事務所からのお願いと連絡、後半は校長先生方との意見交換という内容でした。事務所からは、夏休み前の学校訪問の中止、夏休み以降も状況を見ながら学校現場を最優先に対応していくことを説明し、校長先生方からは、直面している課題や今後の対応等についてお話を伺いました。こうした中でも多くの学校が子どもたちへの課題の出し方や回収方法の工夫など、置かれている状況の中でできる精一杯の取組をしていました。あらためて東上総教育事務所管内各学校の教育力の底力を感じた次第です。

今回のことで、校内に子どもたちの声が響き、喜怒哀楽のある何気ない日常の「ありがたさ」を感じている方も多いことと思います。「止まない雨はない!」。今は、我慢するところは我慢して、学校再開に向けての準備を一つ一つ行う時。チーム東上総でがんばりましょう。
所長 栗芝 博

令和2年度 東上総教育事務所 重点目標

～・～ 総務課 ～・～

【適正・正確な事務処理の推進】

- (1) 給与等の適正な執行
- (2) 研修の充実
- (3) 学校事務の共同実施の充実

～・～ 管理課 ～・～

【「人材」育成と信頼される学校づくり】

- (1) 資質と教育力の高い、信頼される「人材」の育成
- (2) 教職員のモラルアップと不祥事根絶
- (3) 安全・安心な学校づくりの推進

～・～ 指導室 ～・～

【「生きる力」の育成】

- (1) 学校経営・教育課程
- (2) 学校（園）間の連携
- (3) 研究と修養
- (4) 学力向上
- (5) 道徳教育・人権教育
- (6) グローバル化に対応した教育
- (7) 生徒指導
- (8) 特別支援教育
- (9) 体育・健康・安全教育
- (10) キャリア教育
- (11) 社会教育

事務所は、学校・家庭・地域の応援団!
すべては子どもたちのために

総務課から

各種手当、公立小・中学校初期層事務職員研修会について

【各種手当について】

現在受給している各種手当について届出事項に変更がある場合は、速やかに届出をお願いします。届出が遅れることにより、戻入が発生します。特に、住居手当については今年度より、手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ、手当額の上限を引上げといった改正がありましたので御注意ください。また、扶養手当については被扶養者の収入の増により要件を欠く場合、扶養手当だけでなく、期末・勤勉手当や所得税等さまざまな影響がありますのでよく御確認をお願いします。

【「令和2年度 第1回公立小・中学校初期層事務職員研修会」について】

4月9日（木）に予定しておりましたが、第1回公立小・中学校初期層事務職員研修会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、残念ながら中止となってしまいました。また今年度から参加対象が1～3年目が悉皆となりました。研修内容としては、「通勤・扶養・住居の3手当」に加え、「給与の支給について」を予定していました。本研修会の資料は後日送付します。今年度もよろしくお願いたします。

管理課から

教員免許更新制に係る受講及び申請について

今年度、以下の方々は、「更新講習の受講及び申請」「免除申請」「延期・延長申請」のいずれかを、必ず行ってください。
申請をしない場合は、教員免許状が失効し、教員の職を失うこととなります。

※詳細は、千葉県教育委員会ホームページで御確認ください。

【旧免許状所持者】第1グループ受講対象者の生年月日は次のとおりです。

昭和30年4月2日～昭和31年4月1日

昭和40年4月2日～昭和41年4月1日

昭和50年4月2日～昭和51年4月1日

【新免許状所持者】有効期間満了の日が平成33年(令和3年)3月31日と記載された免許状所持者

【その他】過去に延期申請をした方で、今年度中に修了確認期限(旧免許状)、または、有効期間満了の日(新免許状)を迎える者

- ※「更新講習を受講したこと」「管理職であること」「(旧免許状所持者の場合)過去10年以内に新しい免許状を授与されている」だけでは、更新手続き完了ではありません。
- ※「栄養教諭免許状」所持者は、修了確認期限(有効期間満了の日)が免許状を授与された日によって異なりますので、確認をお願いします。

○ 臨任講師や非常勤講師についても教員免許更新制の対象になります。

○ 育休・療休・看休・休職中であっても、期限までに必ず必要な申請をしてください。



○ 旧免許状所持者は、修了確認期限が生年月日で割り振られています。

○ 新免許状には、10年の有効期間が付されます。それぞれの有効期間を御確認ください。

○ 「延期」申請後の修了確認期限を年度途中に迎える方は、十分に御注意ください。

- ★ 今年度末に修了確認期限(旧免許状の第1グループ)、または、今年度末に有効期間満了の日(新免許状)を迎える方は、夏季休業中に更新講習の受講を済ませ、10月2日(金)までに、東上総教育事務所 管理課へ申請してください。
- ★ 教育事務所での上記以外の免許関係申請手続きの最終締め切りは、12月14日(月)です。
- ★ 申請をしてから2か月を過ぎても証明書等が届かない場合には、事務所までお問い合わせください。

相談室から

東上総教育事務所教育相談室 ～電話相談・来所相談～

心配なこと、困ったことがありましたら御相談ください。一緒に考えましょう!

- 場所 東上総教育事務所内 教育相談室(1階)
〒297-0024 茂原市八千代2-10
- 電話番号 **0475-23-4460 (相談専用)**
- 相談日時 月曜日～金曜日(祝祭日を除く)
午前9時～午後5時
- 相談対象 園児(保・幼)、小・中学生、高校生等、保護者及び教職員
- 相談内容
 - ・いじめや不登校に関する事
 - ・家庭で困っていること
 - ・心の悩み等に関する事
 - ・集団不適應に関する事
 - ・発達に関する事
- 相談方法 電話相談 来所相談
- 電話相談 学校、保護者、児童・生徒から直接の電話相談も可能です。保護者、児童・生徒にも御周知ください。
- 来所相談 面談による相談は、予約制で行っています。はじめに保護者の方から電話で相談日時の予約をしてください。

気軽に御相談ください!

